

「やまがたe申請」による押印の要らない市請求書の提出について Q & A

質問	回答
○対象となる請求書	
1	いつからの請求書が対象となるのですか。 令和4年11月1日以降に提出される請求書が対象となります。ただし、請求書であっても、法令等の規定により押印や書面の提出を求められているものは対象外です。
2	対象となる請求書の様式は決まっているのですか。 「やまがたe申請」による請求書の提出に当たっては、酒田市が定める「押印の要らない市請求書」様式が対象となります。
○「押印の要らない請求書」の記載方法	
3	「押印の要らない市請求書」（酒田市の様式で、押印が省略できるものをいいます。以下同じです。）はどのように記載するのですか。 この請求書には「発行責任者及び担当者」の欄が設けられています。役職（所属）、氏名を必ず記載してください。確認のため、記載された方に連絡することがあります。
4	発行責任者とは誰ですか。 法人・団体の組織内においては、請求書等を発行する部門の長などが想定されますが、役職にかかわらず、発行するにあたり責任を有する方をいいます。
5	担当者とは誰ですか。 担当者とは、請求に関する事務を担当する方をいいます。
6	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればよいですか。 「担当者」欄に「同上」と記載してください。
7	代表者と発行責任者と担当者が全て同じ場合（1人で事業所等を経営している場合など）は、どのように記載すればよいですか。 「発行責任者」と「担当者」欄の両方に「同上」と記載してください。
8	発行責任者名と担当者名の記載は、苗字のみでもよいですか。 氏名（フルネーム）で記載してください。
9	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。 固定電話の番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも結構です。
10	連絡先はメールアドレスでもよいですか。 請求書に不明な点があった場合等に、直接連絡することがあるため、電話番号を記載してください。ただし、電話での対応が困難であるなど、障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要な場合は、FAX番号やメールアドレスを記載してください。
11	請求年月日は、必ず記載するのですか。 請求年月日は、空白にせず、必ず記載してください。
12	請求年月日は、やまがたe申請で酒田市に提出する日となるのですか。 請求年月日は、やまがたe申請で酒田市に提出する日としてください。
13	「適用税率ごとに区分して合計した請求金額及び消費税額」は、必ず記載するのですか。 「適用税率ごとに区分して合計した請求金額及び消費税額」は、空白にせず、必ず記載してください。
14	納入先は、何を記載するのですか。 取引先となる、酒田市の課、または施設の名称を記載してください。
15	もし、記載に不備があった時は、どのようなのですか。 記載項目が正しく記載されていない、空白である等の場合は、請求書の再提出を依頼することになります。
○やまがたe申請による提出方法	
16	やまがたe申請とは何ですか。 山形県と、県内全市町村が共同で運営する、自治体の電子申請等の手続きをインターネットを介して受付処理するサービスです。利用に当たっては、初回のみ、利用者登録の手続きが必要になります。
17	「押印の要らない市請求書」の提出で、ファイル形式の指定はありますか。 やまがたe申請による提出に当たっては、PDF形式のファイルに変換してください。なお、やまがたe申請のサイトには、入力用として、EXCEL形式の「押印の要らない市請求書」を掲載しています。
18	一度の手続きで提出できる請求書は、何件ですか。 やまがたe申請で提出できるPDF形式の請求書は、一度の手続きにつき1件です。
19	「押印の要らない市請求書」は、電子メール、FAXでの提出又は市役所の窓口を持参して、提出できますか。 「押印の要らない市請求書」は、やまがたe申請によって提出してください。
20	「押印の要らない市請求書」ではない、従来の酒田市様式の請求書（請求者の押印を要するもの）を用いて、これに代表者印を押印し、スキャナで取り込んでPDF形式のファイルに変換した上で、やまがたe申請によって提出をしてもよいのですか。 やまがたe申請による酒田市様式の請求書の提出に当たっては、酒田市が定める「押印の要らない市請求書」様式を用いてください。
○その他	
21	インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）についても記載する必要がありますか。 この「押印の要らない市請求書」は、インボイス制度にも対応し、適格請求書発行事業者登録番号などを記載することができます。なお、同制度の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。所管の税務署にお問い合わせください。